

◎佐賀県条例第18号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第35条の4 第30条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(施行令で定める場合を除く。)には、<u>本節</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち法第45条の2第1項各号に<u>掲げる事項</u>に相当するものは、<u>同項</u>の規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>地方</u></p>	<p>第35条の4 第30条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合(施行令で定める場合を除く。)には、<u>この節</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>で定める事項を除く。)のうち法第45条の2第1項各号又は<u>第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則で定めるところにより、県民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。</u></p> <p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>施行</u></p>

改正前	改正後
<p>税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（<u>同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。</u>以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経路すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由</p>	<p>規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第32条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（<u>所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。</u>以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有するもの</u>（以下この条において「公的年金等受給者」と</p>

改正前	改正後
<p>して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当</p>	<p>いう。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、<u>法第317条の3の3第1項</u>に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号から第4号</u>までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第7項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当</p>

改正前	改正後
<p>するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもの<u>のうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)</u>以外の者が行うものを除く。<u>以下この節において同じ。)</u>、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略 (法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第4項において同じ。)</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)</u>、保険業並びに貿易保険業 収入割額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。)</u>が行うもの(導管ガス供給業を除く。<u>第49条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。)</u> 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p> <p>2～4 略 (法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業<u>(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。)</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第5項において同じ。)</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>

改正前	改正後						
<p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" data-bbox="286 513 1075 778"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の1</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>4</u> 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	<p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額</u></p> <p>(3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額</u></p> <p><u>5</u> 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（<u>第47条第1項第1号アに掲げる法人を除く。</u>）が行う事業に対す</p>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1						

改正前	改正後
<p>次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>第47条第1項第1号アに掲げる法人</u> 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>その他の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第57条の3 略</p> <p><u>2～4</u> 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第63条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> <u>前2項</u>に定めるもののほか、特例適用住宅に法第73条の14第2</p>	<p>る事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第57条の3 略</p> <p><u>2</u> 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、<u>当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>3～5</u> 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第63条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、<u>当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。</u></p> <p><u>7</u> <u>前3項</u>に定めるもののほか、特例適用住宅に法第73条の14第2</p>

改正前	改正後
<p>項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。</p>	<p>項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。</p>
<p><u>7</u> 略</p>	<p><u>8</u> 略</p>
<p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</p>	<p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</p>
<p>第66条の3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について<u>移転補償</u>を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令で定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p>	<p>第66条の3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について<u>移転補償金</u>を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令で定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>第63条の2第6項、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、</u></p>	<p>3 <u>第63条の2第8項、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、</u></p>

改正前	改正後
<p>第1項の規定による不動産取得税の減額の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第63条の2第6項</u>、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、第1項の規定による納税義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第63条の2第6項</u>、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、第1項の規定による納税義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>第5条の6 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合</p>	<p>第1項の規定による不動産取得税の減額の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第63条の2第8項</u>、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、第1項の規定による納税義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第63条の2第8項</u>、第64条第2項、第65条及び第66条の規定は、第1項の規定による納税義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>第5条の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合</p>

改正前	改正後
<p>(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 略</p>

改正前	改正後												
<p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略 （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49条第1項第2号中</p> <table border="1" data-bbox="517 839 1055 922"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="430 946 1014 1169"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.7</td> </tr> </table> <p>と、</p> <p>同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡す</p>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7	<p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略 （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49条第1項第2号中</p> <table border="1" data-bbox="1451 839 1989 922"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="1364 946 1948 1169"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.7</td> </tr> </table> <p>と、</p> <p>同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡す</p>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7												
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7												

改正前	改正後
<p>ることを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第29条 個人の県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 個人の県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6第1項及び第3項の規定の適用については、附則第5条の6第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<p>ることを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第29条</p> <p>個人の県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6第3項の規定の適用については、同項中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。</p>

第2条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額についてこの節の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額についてこの節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第33条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第35条の4 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告または報告)</p> <p>第61条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額についてこの節の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額についてこの節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第33条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第35条の4 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（<u>施行規則で定める事項を除く。</u>）は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告)</p> <p>第61条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。<u>ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下さ</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 不動産を取得した者の住所および氏名または名称</p> <p>(2) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目および地積ならびにその用途</p> <p>(3) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびにその用途</p> <p>(4) 不動産を取得した年月日およびその事由</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。</u></p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第63条 市町長は、<u>法第73条の18第3項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を添付し、または不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化ならびにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。</u></p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第64条 略</p>	<p>れた場合を除く。)は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 不動産を取得した年月日及びその事由</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 知事は、第1項ただし書の場合においても、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。</u></p> <p><u>4 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し、第1項各号に掲げる事項のうち必要と認める事項について報告を求めることができる。</u></p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第63条 市町長は、<u>法第73条の18第4項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後の当該不動産についての増築、改築、損壊、地目の変換その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。</u></p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第64条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項に該当することを証明するに足る書類を添付して、<u>第61条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項に該当することを証明するに足る書類を添付し、<u>知事に提出しなければならない。</u></p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>3 略</p>

(佐賀県県税条例等の一部を改正する条例附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例の一部改正)

第3条 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(令和2年佐賀県条例第29号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業<u>(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般</u></p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第7項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業<u>のうち</u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する</p>

改正前	改正後
<p><u>ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略 （法人の事業税の税率等）</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易</p>	<p><u>一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業（以下この節において「導管ガス供給業」という。）</u>、保険業並びに貿易保険業 収入割額</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。）<u>同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業等」という。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第49条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）</u> 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) <u>ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第49条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。）</u> 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p> <p>2～4 略 （法人の事業税の税率等）</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>導管ガス供給</u></p>

改正前	改正後						
<p>易保険業を除く。<u>第4項</u>において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="288 643 1079 904"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の1</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	<p>業及び特定ガス供給業に限る。)、<u>第5項</u>において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額</u></p>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1						

改正前	改正後												
<p>4 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>第47条第1項第1号アに掲げる法人</u> 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>その他の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額</p> <p>附 則 (法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49条第1項第2号中</p> <table border="1" data-bbox="510 1102 1048 1182"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="434 1193 1016 1375"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.7</td> </tr> </table> <p>と、</p>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7	<p>(2) <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額</u></p> <p>(3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額</u></p> <p>5 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(第47条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額</p> <p>附 則 (法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49条第1項第2号中</p> <table border="1" data-bbox="1435 1102 1973 1182"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="1359 1193 1942 1375"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.7</td> </tr> </table> <p>と、</p>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7												
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7												

改正前	改正後
同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。	同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

（地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正）

第4条 地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（県税の課税免除）</p> <p>第3条 知事は、地方税法第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 事業税 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第1号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象となるものとして省令第2条第1号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第3条の規定により計算した額に対して課する税額</p> <p>(2) 不動産取得税 課税免除対象特別償却設備設置者（認定地域</p>	<p>（県税の課税免除）</p> <p>第3条 知事は、地方税法第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 事業税 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第1号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象となるものとして省令第2条第1号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第3条の規定により計算した額に対して課する税額</p> <p>(2) 不動産取得税 課税免除対象特別償却設備設置者（認定地域</p>

改正前	改正後
<p>再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、前号の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第1号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第2号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。）をいう。次号において同じ。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（省令第1条に規定する公示日（次号及び次条において「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（県税の不均一課税）</p> <p>第4条 不均一課税対象特別償却設備設置者（認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第2号の規定による地方税の不均一課税に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第2号に規定する期間内</p>	<p>再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、前号の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第1号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第2号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。）をいう。次号において同じ。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（省令第1条に規定する公示日（次号及び次条において「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（県税の不均一課税）</p> <p>第4条 不均一課税対象特別償却設備設置者（認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6第2号の規定による地方税の不均一課税に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第2号に規定する期間内</p>

改正前	改正後
<p>に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。)をいう。次項において同じ。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。)第58条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>	<p>に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。)をいう。次項において同じ。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。)第58条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県県税条例第35条の5の見出し及び同条第1項の改正規定(「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める部分を除く。)、同条例第35条の6の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の6第1項、第9条第3項及び第29条の改正規定並びに次条第1項から第5項まで及び附則第9条の規定 規則で定める日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 規則で定める日
- (3) 第2条中佐賀県県税条例第34条の4及び第35条の4第2項の改正規定並びに同条例附則第6条第2項の改正規定並びに附則第3条の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例(以下「新条例」という。)第35条の5第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第35条の5第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例(以下「旧条例」という。)第35条の5第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の6第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の6第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の6第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の6第1項から第3項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正

する法律（令和4年法律第4号。以下この項から第5項までにおいて「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。）若しくは認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第29条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第5条の6第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第29条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第3項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第47条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下

この項において「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)(次条第3項において「ガス製造事業者等」という。)に限る。)の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「令和2年改正前法人税法」という。)第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。次条第3項において同じ。)に係る当該法人の個別所得金額(令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。次条第3項において同じ。)の計算の例により算定していたものとみなす。

第5条 別段の定めがあるものを除き、第3条の規定による改正後の佐賀県税条例等の一部を改正する条例(令和2年佐賀県条例第29号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の佐賀県税条例(以下この条において「新令和2年改正前佐賀県税条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和2年改正前佐賀県税条例第47条第1項第3号並びに第49条第2項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和2年改正前佐賀県税条例第47条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス製造事業者等に限る。)の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第5条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第5条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である

連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例第61条及び第64条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する経過措置)

第8条 第4条の規定による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第3条及び第4条の規定は、令和2年3月31日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた認定事業者が施行日以後に新設し、又は増設した当該認定に係る特別償却設備について適用し、同月31日以後に第4条の規定による改正前の地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第3条又は第4条に規定する認定を受けた認定事業者が施行日前に新設し、又は増設した当該認定に係る特別償却設備及び同月31日前にこれらの規定に規定する認定を受けた認定事業者が新設し、又は増設した当該認定に係る特別償却設備については、なお従前の例による。

(佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中佐賀県県税条例第35条の6の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控</p>	<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年</p>

改正前	改正後
<p>除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。</u>)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>